

仕 様 書

1 車 種	小型自動車、4ドア以上、7～8人乗
2 規 格	<p>(1) 総排気量 1,797 CCクラス以上(2,000CCクラス含む)</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチック又はCVT</p> <p>(4) 塗装 シルバー系もしくはホワイト系(3台について、統一された色ではなくても可とする。)</p> <p>(5) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)又はクリーンディーゼル ハイブリッドガソリン:排出ガス基準☆4以上、かつ燃費基準令和2年度以上 クリーンディーゼル:排出ガス基準☆3以上、かつ燃費基準平成27年度+20%を満たすもの</p>
	<p>適合品 三菱デリカD5(型式:3DA-CV1W) トヨタノア(型式6AA-ZWR95W)</p> <p>※ 規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。 ※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・企画確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)を提出すること。</p>
3 年 式 指 定	令和7年式
4 付 属 品	<p>(1) スタッドレスタイヤ (必要数) (2) アルミホイール (必要数) (3) スペアタイヤ又はパンク修理キット</p> <p>(4) スノーブラシ (5) スノーブレード (6) スノーマット(運転席を除く全席分)</p> <p>(7) サイドバイザー (8) エアコン (9) フロアマット</p> <p>(10) ラジオ(FM・AM) (11) ラゲッジトレイ又はラゲッジフルカバー</p> <p>(12) カーナビゲーションシステム(TVなし) (13) ドライブレコーダー(全方位 2カメラ)</p>
5 リース料に含む項目	<p>(1) 登録納車諸費用 (2) 自動車取得税 (3) 自動車重量税</p> <p>(4) 自動車賠償責任保険 (5) 自動車税 (6) 任意保険</p> <p>(7) 車検・車検付帯整備 (8) 法定点検・法定点検付帯整備 (9) 事故処理</p> <p>(10) 事故修理(車両保険付保持) (11) 一般整備・一般修理・一般消耗部品交換</p> <p>(12) オイル・油脂類交換(補充を含む) (13) バッテリー交換</p> <p>(14) 夏・冬タイヤ必要数(交換) (15) 車検、法定点検及び修理(事故時含む)時の代替車</p>
5 年間予定走行距離	一台あたり12,000km～14,000kmm (これを超過した場合でも、リース料の精算は行わない。)
6 借 受 期 間	令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 12 年 9 月 30 日 まで (60ヶ月)
7 借 受 台 数	3 台
8 引 渡 場 所	東区土木部維持管理課 (札幌市東区北33条東18丁目1番6号)
9 保 管 場 所	東区土木部維持管理課 (札幌市東区北33条東18丁目1番6号)
10 保 険 等	<p>(1) 当該車両の自動車賠償責任保険は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は、受注者の負担とし下記による。</p> <p>① 年齢制限 無制限</p> <p>② 対人保険 無制限</p> <p>③ 対物保険 1事故につき無制限 (免責額なし)</p> <p>④ 搭乗者保険又は人身傷害保険 1名につき死亡時3,000万円</p> <p>⑤ 車両保険 時価(免責額なし)</p> <p>(3) 任意保険書の写しを車検証に添付すること。</p>
11 メンテナンス等	<p>(1) 車検及び法定点検は、受注契約者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 車検、法定点検及び修理の期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において確実に履行すること。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの組み替えは、札幌市の指示に従い受注契約者が行うこと。 なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない摩耗又は劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。 また、交換後のタイヤについては、受注者が保管すること。</p> <p>(5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。</p> <p>(6) 車両引き渡し時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(7) 本件賃貸借契約及び本仕様書に定めのない事項並びに契約履行上疑義が生じたときは、札幌市及び受注契約者双方協議の上決定すること。</p>
13 その他	<p>(1) 借受開始日(納車日)に納車できない場合は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(2) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>